

創立時の定款

第四国立銀行定款

大日本政府ノ公債証書ヲ引当トシテ紙幣ヲ發行シ之ヲ通用シ之ヲ引替ル儀ニ付明治5年8月5日大日本政府ニ於テ制定シタル銀行条例ノ趣意ニ基キ新ニ國立銀行ヲ創立スル為ニ銀行ノ株主等協議ノ上決定スル条々如左

第1条

此銀行ノ名号ハ第四國立銀行ト称スヘシ

第2条

此銀行ニテ諸為替貸附金預リ金等一切銀行ニ関係ノ事務取扱所ハ越後州蒲原郡新潟港ニ取建ヘシ

第3条

此銀行ノ元金ハ20万円ト取定メ100円宛ヲ以テ1株トスヘシ

但銀行条例第5条中ノ趣旨ニ従ヒ此元金ヲ増減スルヲ得ヘシ尤モ元金増減ノ節ハ株主等ハ銘々ノ株数ニ従ヒ其割合ニ準シテ増減スヘシ

第4条

此銀行ノ取締役ハ30株以上ヲ所持スル株主ノ内ヨリ5人以上ヲ擇舉スヘシ其擇舉ノ初集議ハ11月2日新潟港第四國立銀行ニ於テスヘン事宜ニヨリテハ此書面ニ連名ノ株主等衆議ニ従ヒ追而其月日ヲ取定ムヘシ

第5条

取締役ヲ擇舉スヘキ定式ノ會議ハ毎年1月11日ヲ定日トシ株主等ミナ銀行ニ集リテ議スヘシ

但当日故障アリテ集会セサル時ハ便宜他日ヲ約スヘシ尤此擇舉ハ右ノ条例ニ齟齬セサル様ニ取締役ノ取極タル規則ニ従フテ之ヲ行フヘシ

第6条

取締役ノ衆議ニテ其中ヨリ1人ヲ撰ミ之ヲ頭取トナス此頭取ハ規則ニ従ヒ年限中之ヲ勤ムヘシ

但頭取タル者其任ニ堪サル歟或ハ取締役等ノ3分2以上ノ存意ニ依リテ退任セシム時ハ比例ニ非ス

取締役等ハ又其内ヨリ副頭取1人ヲ擇舉スヘシ

但此副頭取ハ頭取欠席スルカ其他ノ事故ニ付テ其事務ヲ代理スルマテニシテ平日勤向ハ取締役ト同様タルヘシ

取締役等ハ又銀行ノ事務ヲ取扱フヘキ支配人並書記勘定方帳面方等ノ役人ヲ撰任シ又右ノ諸役人等ノ給料ヲ取定メ衆議ノ上ニテ銀行ノ得失ヲ考ヘ或ハ此役人等ニ重年ヲ命シ或ハ之ヲ放免スルノ權アルヘシ

取締役等ハ又銀行ノ書記及ヒ役人等ノ職掌ヲ分課シ其身元ノ引請人ヲ約シ罰金ヲ予定スルノ權アルヘシ

取締役等ハ又向後ノ取締役撰挙ノ法ヲ定メ此撰挙ノ衆議ニ異論起ル時ハ之ヲ裁決スヘキ裁判人ヲ取定ムルノ權アルヘシ

取締役等ハ都テ銀行条例ニ従ヒ適任ノ職務ヲ取行フノ權アルヘシ尤此条例ノ要旨ヲ遵奉シテ厚ク其銀行ノ便宜ヲ謀リ条例中ニ掲示スル諸禁令ノ条款等ハ各相担任シテ格獲セシムルコトニ注意ス可シ

但取締役等ノ失任ハ銀行条例中ノ罰令ニ従テ其責ニ任ス可シ

取締役等ハ又銀行条例第4条ニ従ヒ銀行ノ処務ニ緊要ナル申合規則ヲ議定スルノ權アルヘシ

此銀行ノ株主等ハ其所有ノ株高ハ全ク所持ノ財本ニシテ決シテ他人ヨリ借財シテ株金ヲ出セシニ非サル旨又何等ノ事故アルトモ取締役ノ承認ヲ得スシテ其株ヲ売渡ス可ラサル趣ヲ申合規則中ニ記載スル事ハ取締役等ノ權内ニアルヘシ

第7条

此銀行ハ創立証書ニ調印シタル日ヨリ之ヲ永続スヘシ但シ銀行条例ニ従ヒ3分2以上ノ株主等ノ存意次第ニ此銀行ヲ鎖ス事ヲ得ヘシ尤株主等ハ一同ノ利益ヲ謀リテ銀行ヲ鎖店スルノ理アリト雖モ其手續ハ都テ銀行条例ニ従フテ之ヲ行フヘシ

第8条

此銀行定款ハ株主等ノ衆議ヲ以テ何時ニテモ之ヲ改正スル事ヲ得ヘシ尤モ銀行条例ニ齟齬ス可ラス

但改正セシ次第ヲ紙幣頭ニ届出ヘシ

此改正ハ取締役等或ハ株主等3人以上ニテ立議シ株主等一同ノ集会ヲ乞フテ決議スヘシ

右ノ条々ヲ取極タル証拠トシテ姓名ヲ記シ調印イタシ候也

明治6年11月2日

株主連名 ㊞

(別表「株主一覧」のとおり)

(別表)

創立時の株主一覧

市 島 徳次郎	蒲原郡水原町	65株	吉 村 伝 平	蒲原郡中野東村	10株
白 勢 長 衛	同郡金子新田	65	佐 藤 伊 助	岩船郡村上町	10
西 脇 清一郎	魚沼郡小千谷町	50	広 川 長 八	蒲原郡三条町	10
田 卷 三郎兵衛	蒲原郡田上村	50	清 水 庄十郎	同郡今町	10
田 卷 丈七郎	同所	50	小 川 五 平	同郡地蔵堂町	10
佐 藤 伊左衛門	同郡下条村	50	浪 花 民 吉	同郡下条村	10
白 勢 成 熙	同郡新発田町	50	伊 藤 文 吉	同郡沢海村	10
二 宮 孝 順	同郡蓮潟興野	50	野 崎 善 六	同郡沼垂町	10
大 橋 小 平	三島郡与板町	50	真 嶋 沢 内	同郡砂山新田	10
鈴 木 長 八	蒲原郡新潟港	30	金 子 糸 次	羽前国置賜県貫属	10
村 田 吉 蔵	同所	30	小 沢 七三郎	蒲原郡新潟港	10
本 間 新 作	同郡下新村	30	鍵 富 三 作	同所	10
市 川 厚次郎	同郡加茂町	30	井 尻 半左衛門	同所	10
高 橋 栄 蔵	同郡新潟港	30	渋 谷 権之助	同郡方所村	10
桜 井 勘 蔵	同所	30	長 谷 川 与一郎	三島郡塚ノ山村	10
田 辺 忠 蔵	同所	30	岡 田 竜 松	魚沼郡中条村	10
小 林 美登里	同郡俵柳村	30	蕉 木 八 郎	同郡十日町	10
松 平 正 直	同郡新潟港寄留	30	杉 山 宗九郎	蒲原郡吉田町	9
今 井 孫 平	同郡吉田町	30	中 山 藤七郎	同郡新潟港	8
本 間 七 郎	同郡東河内村	30	三 輪 潤太郎	三島郡与板町	8
奥 村 伊栄門	同郡中条町	30	山 田 卯之七	蒲原郡地蔵堂町	8
安 宅 仁 平	同郡新潟港	25	堺 清 平	同郡新潟港	7
南 半之助	同郡太郎代浜	25	竹 内 庸 作	同郡道賀新田	7
山 田 権左衛門	三島郡七日市村	22	水 沢 金次郎	同郡和泉新田	7
吉 田 久 平	蒲原郡五泉町	20	相 馬 粹 郎	同郡新発田町	7
斎 藤 弥惣兵衛	同郡保田町	20	大 倉 定 七	同所	7
国 井 伴之重	岩船郡羽ヶ根村	20	白 勢 類 内	同所	7
岩 瀬 藤 八	蒲原郡新潟港	20	星 名 佐藤治	魚沼郡上野村	7
山 口 権三郎	刈羽郡横沢村	20	牧 口 庄三郎	刈羽郡荒浜	6
久保田弥三右衛門	魚沼郡小千谷町	20	大 塚 幸三郎	三島郡片貝村	6
嶋 津 九右衛門	蒲原郡五十公野村	16	石 本 常 七	蒲原郡新潟港	6
中 野 泰 藏	同郡川尻村	15	伊 藤 宇三郎	同郡和納村	6
藤 井 修 作	同郡新潟港	15	増 田 太郎吉	魚沼郡仙田村	6
斎 藤 喜十郎	同所	15	吉 田 一 衛	蒲原郡小須戸町	5
川 又 庄太郎	同郡庄瀬村	13	中 原 藤 藏	同郡赤塚村	5
松 浦 久 次	同郡新潟港	12	川 合 喜久藏	同郡沼垂町	5
解 良 新八郎	同郡牧ヶ鼻村	12	佐 藤 平八郎	岩船郡有明村	5

和 泉 嶴 吉	蒲原郡五泉町	5株	松 井 倉 �藏	蒲原郡長渡村	3株
長 谷 川 良 太 郎	同 所	5	山 崎 源 六	同 郡高野宮村	3
真 嶋 桂 次 郎	同 郡濁川新田	5	押 木 源 造	同 郡茅ノ山村	3
松 田 富 十 郎	同 郡三本木村	5	佐 藤 三 次 郎	三 島郡出雲崎町	3
坂 井 助 八	同 郡大月新田	5	土 屋 九 内	蒲原郡梅ノ木村	3
柄 沢 喜 蔵	同 郡金淵村	5	早 川 猪 三 次	同 郡庭月村	3
本 多 与 三 次 郎	刈 羽郡宮川村	5	須 貝 四 平	同 郡中条町	3
山 崎 六 一 郎	蒲原郡筈ヶ嶋村	5	須 田 勝 十 郎	同 郡藏主村	3
山 田 孫 市	同 郡六分村	5	玉 井 正 策	同 郡上早通村	3
浅 井 物 十 郎	同 郡新潟港	5	佐 藤 八 十 次 郎	同 郡丸潟村	3
丸 部 喜 兵 衛	同 所	5	番 場 仁 平 次	同 郡保明村	3
石 黒 忠 作	同 所	5	山 宮 半 四 郎	同 郡地蔵堂町	3
堀 新 吉	同 所	5	真 野 德 一 郎	同 郡沼垂町	3
五十嵐 宗 七	三 島郡寺泊町	5	旗 野 木 七	同 郡保田町	3
上 林 津 三 郎	同 所	5	小 柳 善 四 郎	同 郡上条村	3
田 中 二 四 郎	同 郡富岡村	5	吉 田 治 作	刈 羽郡宮川村	3
大 村 貫 一	蒲原郡今泉村	5	大 矢 保 三 郎	同 所	3
安 倍 栄 造	同 郡新発田町	5	町 田 与 平 太	同 所	3
高 橋 太 郎	同 郡海老ヶ瀬村	5	田 中 庄 吾	蒲原郡割野村	3
山 本 庄 左 衛 門	魚沼郡小千谷町	5	山 本 比 呂 伎	魚沼郡小千谷町	3
渡 辺 太 左 衛 門	同 所	5	野 沢 小 左 衛 門	同 所	3
目 黒 德 松	同 郡須原村	5	西 脇 新 次 郎	同 所	3
遠 藤 利 太 郎	同 郡六日町	5	宮 木 喜 右 衛 門	同 所	3
関 与 三 兵 衛	同 郡浦佐村	5	高 野 又 七	同 所	3
伊 藤 辰 藏	蒲原郡住田村	5	米 岡 平 八	同 所	3
高 橋 九 又	同 郡古田新田	4	久 保 田 八 三 郎	同 所	3
杉 山 政 藏	同 郡新潟港	4	中 村 忠 兵 衛	同 所	3
柳 下 安 平	三 島郡寺泊町	4	平 沢 幸 吉	同 所	3
木 間 弥 平 次	同 所	4	村 田 善 右 衛 門	蒲原郡小須戸町	3
高 頭 仁 平	同 郡鍛治新田	4	原 田 市 平	同 郡地蔵堂町	3
高 橋 九 郎	同 郡宮川新田	4	森 山 善 一 郎	同 郡源八新田	3
山 田 小 作	同 郡与板町	4	横 山 勝 藏	同 郡新潟港	3
佐 野 喜 平 太	同 郡尼瀬町	4	小 林 宇 平	同 郡水原町	3
白 勢 彦 次 郎	蒲原郡金子新田	4	佐 藤 三 郎 太 郎	同 郡中村浜	3
熊 倉 伝 右 衛 門	同 郡関沢村	3	家 坂 弥 四 郎	同 郡見附町	3
片 桐 十 藏	同 郡新潟港	3	小 嶋 嘉 兵 衛	魚沼郡小千谷町	3
佐 藤 又 四 郎	岩船郡下関村	3	会 田 源 治	蒲原郡村松浜	2
近 藤 善 次	蒲原郡濁川新田	3	青 山 松 藏	同 郡新潟港	2
関 繼 次 郎	同 郡三日市町	3	小 嶋 次 郎 作	同 所	2
大 竹 蕉	同 郡中ノ嶋村	3	小 菅 杞 之 十	同 郡福井村	2
武 者 孫 左 衛 門	同 郡下石川村	3	浮 田 長 藏	同 郡高田村	2

隅木記平	蒲原郡新潟港	2株	松田与次平	蒲原郡三本木村	2株
会田長右衛門	同郡小向村	2	江口源八	同郡中条町	2
川村四衛	同郡小須戸町	2	斎藤清茂	岩船郡葛籠山村	2
田辺忠吉	同郡新潟港	2	蒲沢藤龜平	蒲原郡江口村	2
外川善一郎	三島郡下除村	2	久保田伊三郎	刈羽郡宮川村	2
丸山栄三	蒲原郡榎木村	2	吉田忠五郎	同所	2
本間源一郎	三島郡寺泊町	2	板谷忠一郎	同所	2
柄沢八十太郎	同郡上桐村	2	坪田佐平太	同所	2
木村元四郎	同郡鳴崎村	2	塚田彦左衛門	同郡椎谷町	2
藤井友次郎	同所	2	関善三郎	蒲原郡上条村	2
古沢顯六	同郡野中才村	2	佐久間盛胤	同郡論瀬村	2
竹内真十郎	同郡小豆曾根村	2	中川昌興	同郡中川新村	2
木村寿	同郡喜多村	2	佐藤伊平	岩船郡金屋村	2
山口謹一郎	蒲原郡山口新田村	2	多賀孝太郎	蒲原郡曾根町	2
伊藤治郎平	同郡黒川町	2	野沢七兵衛	魚沼郡小千谷町	2
佐々木与三太	同郡中野西村	2	山本卯兵衛	同所	2
斎藤治源太	同郡角田浜村	2	大塚定吉	同所	2
高沢彦右衛門	同郡三日市町	2	宮半右衛門	同郡堀ノ内村	2
沢村良藏	同所	2	松原仁左衛門	同郡小出嶋村	2
高沢彦八	同所	2	関矢孫左衛門	同郡並柳村	2
大橋甚蔵	同郡見附町	2	伊倉治右衛門	同郡小出嶋村	2
坂田藤藏	同所	2	武田津市郎	蒲原郡石田新田	2
山本安次郎	同郡松之尾村	2	那須野与次兵衛	同郡西糸口村	2
亀倉正三郎	同郡吉田町	2	佐々木松坪	同郡上早通村	2
小林広左衛門	同郡藤塚浜	2	山田弥平	同郡地藏堂町	2
鶴巻亀太郎	同郡上土倉村	2	樋口清作	同郡牧ヶ鼻村	2
歌川善蔵	同郡五泉町	2	阿部半十郎	同郡渡辺村	2
権平半七	同郡三本木村	2	今井市四郎	同郡中島村	2
長沢敬内	同郡荻嶋新田	2	関根小五郎	同郡茨曾根村	2
今井儀八	同郡渥湯村	2	渡辺善一郎	岩船郡脇川村	2
長谷川半衛	同郡名下村	2	会田東五郎	蒲原郡村松浜	1
須田弥一郎	同郡砂子塚村	2	渋木市十郎	同郡新潟港	1
須田宇忠太	同所	2	八幡与平	同郡笹口浜	1
金内茂一郎	同所	2	須貝総十郎	岩船郡高田村	1
久須美三郎	三島郡小嶋谷村	2	高橋幸八	蒲原郡中条町	1
樋口次郎三郎	蒲原郡村松町	2	新野三郎	岩船郡赤谷村	1
谷武三郎	同所	2	大滝又造	蒲原郡新潟港	1
茂野耕治郎	同所	2	杉山俊蔵	同郡竹野町村	1
服部幾七	同所	2	奥村与平	同郡西浦新村	1
吉原由太郎	同郡大沼新田	2	高橋有右衛門	同郡小須戸町	1
小出勝十郎	同郡吉沢村	2	五十嵐三九郎	同所	1

須 藤 津兵衛	蒲原郡小須戸町	1株	山 崎 源 治	蒲原郡横田村	1株
五十嵐 清 八	同所	1	笹 川 覚 治	同郡小池村	1
石 月 清五郎	同郡大鹿新田	1	遠 藤 二 一	同郡五ヶ浜村	1
吉 田 耕次郎	同所	1	神 保 孝三郎	同郡舟越村	1
本 多 丹 吾	同郡矢代田村	1	阿 部 喜三治	同郡麓村	1
本 多 東 作	同所	1	本 間 一太郎	同所	1
保 科 六四郎	同所	1	平 田 弥 平	三島郡尼瀬町	1
小 川 益 藏	同郡古津村	1	佐 藤 吉太郎	同所	1
小 柳 寛 藏	同郡西嶋村	1	佐 野 弥一郎	同所	1
明 間 良 平	同郡程嶋村	1	田 中 小太郎	同所	1
竹 内 孫 平	同郡新津町	1	熊 木 与一郎	同所	1
宮 崎 新 平	同所	1	大須賀 理 平	同所	1
岡 崎 定右衛門	同郡北上興野	1	小 林 幸太郎	同所	1
田 口 半 二	三島郡上岩井村	1	相 田 多門太	同所	1
遠 藤 緩 二	同所	1	永 滝 与三郎	同郡出雲崎町	1
青 柳 栄 治	同郡下村新料	1	鳥 井 善 二	同所	1
広 川 真 弘	同郡東方村	1	平 木 源太郎	同所	1
青 柳 逸 庵	同郡河根川村	1	小 林 太平治	同所	1
深 海 安 平	蒲原郡榎木村	1	松 尾 六三郎	蒲原郡橋田村	1
星 井 三五平	同郡巻町	1	松 田 太一郎	同郡三本木村	1
土 田 七三郎	同所	1	笛 木 又 平	同郡巻町	1
藤 田 三郎平	同所	1	小 柳 太 一	同郡鎌倉新田	1
沢 栗 利 平	同郡中郷屋村	1	吉 沢 甚右衛門	同郡田上村	1
久須美 七郎平	三島郡小嶋谷村	1	木 村 甚 六	同郡吉江村	1
水 沢 宗一郎	同郡才津村	1	佐 藤 忠 八	同郡水沢村	1
遠 藤 亀太郎	同郡藤橋村	1	桶 口 元 周	同郡村松町	1
柄 沢 利平太	同郡年友村	1	茂 野 清 六	同所	1
市 井 仁三太	岩船郡山本村	1	関 谷 貞三郎	同郡上新田	1
竹 山 祐 卜	蒲原郡熊之森村	1	小 嶋 安五郎	岩船郡瀬波町	1
斎 藤 八十六	同郡小池村	1	天 井 藤四郎	同郡七湊村	1
山 浦 嘉平太	同郡熊之森村	1	横 山 又四郎	同郡関口村	1
保 倉 周 作	同郡小古津村	1	佐 藤 伝四郎	同郡村上町	1
宇都宮 長吉郎	同郡中野中村	1	岩 佐 喜 藏	同所	1
阿 部 六三郎	同郡末宝村	1	百 武 長 平	同所	1
渡 辺 林 蔵	同郡石瀬村	1	高 橋 甚四郎	同郡赤沢村	1
島 田 桂 藏	同郡見附町	1	川 口 浜 吉	同郡塙谷町	1
田 野 長 造	同郡三王淵村	1	石 田 与平次	同郡村上町	1
田 中 耕 作	同郡燕町	1	桶 口 次郎平	同所	1
野 神 瀬 平	同郡佐渡山村	1	吉 田 吉次郎	同所	1
平 原 九八郎	同郡笈ヶ嶋村	1	高 橋 惣太郎	同郡岩船町	1
小 林 太 吉	同郡船越村	1	坂 井 六一郎	蒲原郡白根町	1

高 橋 甚之丞	蒲原郡白根町	1株	山 田 清 作	蒲原郡川内村	1株
志 田 四 郎	同郡猿毛村	1	高 梨 省 吾	同郡村松町	1
石 井 百太郎	同郡上条村	1	田 沢 盛 治	同所	1
中 野 潔	同郡宮寄上村	1	松 尾 名 平	同郡木越村	1
坪 谷 甚一郎	同郡狭口村	1	金 子 忠 二	同郡田家村	1
石 津 九 藏	同郡四ツ郷屋村	1	中 村 卵 吉	同郡地蔵堂町	1
多 賀 佐七郎	同郡泉村	1	伊 東 藤 吉	同所	1
田 辺 小三郎	同郡馬堀村	1	笛 川 宇三郎	同所	1
坂 井 泰 藏	同郡柳山村	1	小 林 平 七	同郡渡部村	1
中 沢 兵 吾	同郡月岡村	1	行 田 角太郎	同所	1
田 中 松兵衛	魚沼郡小千谷町	1	館 源	同郡巻町	1
西 脇 義一郎	同所	1	中 山 与惣太	岩船郡大須戸村	1
久保田 宗次郎	同所	1	阿 部 栄三郎	蒲原郡見附町	1
杉 山 徳 藏	同所	1	星 野 重 吉	同所	1
中 吉左衛門	同所	1	荒 井 仁 造	同所	1
岩 田 五郎兵衛	同所	1	永 井 半 造	同郡笛口村	1
田 村 三右衛門	同所	1	総員 353人	総株数 2,000株	

現行の定款

株式会社第四銀行定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当銀行は、株式会社第四銀行と称する。

英文では The Daishi Bank, Ltd. とする。

(目 的)

第2条 当銀行は、左の業務を営むことを目的とする。

- 1 普通銀行業務
- 2 貯蓄銀行業務
- 3 前各号に附隨する業務

(本店の所在地)

第3条 当銀行は本店を新潟県新潟市に置く。

(公告の方法)

第4条 当銀行の公告は、新潟県新潟市において発行する新潟日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当銀行の発行する株式の総数は、1億6千万株とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当銀行の発行する株式は額面株式とし、1株の金額は50円とする。

(記名株券)

第7条 当銀行の株券は記名式とする。

(株式取扱規定)

第8条 当銀行の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行その他株式に関する取扱及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。

(株主の届出義務)

第9条 株主、登録した質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当銀行所定の様式によりその氏名、住所及び印鑑を当銀行に届出なければならぬ。これを変更したときも亦同様である。

前項のものが外国に居住するときは、日本国内で通知を受ける場所又は代理人を定めて当銀行に届出なければならない。これを変更したときも亦同様である。

前2項の届出を怠つたものに対するは、当銀行は通知又は催告について

の責任を負わない。

(株主名簿の閉鎖)

第 10 条 当銀行は、毎決算日の翌日からその定時株主総会終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

前項の外必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ相当の期間を定めて公告の上、臨時にこれを停止することができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は毎決算日後 2 月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時招集する。

(議 長)

第 12 条 株主総会の議長は、取締役頭取がこれに当る。

取締役頭取に事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定ある場合を除き、出席株主の議決権の過半数を以て行う。可否同数のときは議長が決する。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は代理人を以てその議決権を行使することができる。但し、代理人は当銀行の株主でなければならない。

代理人は代理権を証明する書面を当銀行に差出さなければならない。

代理権の授与は、各株主総会ごとに行わなければならない。

(議事録)

第 15 条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席取締役が記名捺印しなければならない。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(取締役、監査役の員数)

第 16 条 当銀行に取締役12名以内、監査役 3 名以内を置く。

(取締役、監査役の選任)

第 17 条 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。

取締役の選任は、発行済株式の総数の 3 分の 1 以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行い、累積投票によらない。

(取締役、監査役の任期)

第 18 条 取締役の任期はその就任後第 4 回、監査役の任期はその就任後第 2 回の定時株主総会終結のときに満了する。

補欠又は増員により選任された取締役又は監査役の任期は、前項の規定にかかるらず、他の取締役又は監査役と同時に満了する。

(取締役、監査役の補欠選任免除)

第 19 条 取締役又は監査役に欠員が生じても法定の員数を欠かず、且つ、職務の

遂行に支障を来さないときは、補欠選任を行わない。
(役付取締役、代表取締役)

第 20 条 取締役会はその決議を以て取締役のうちから、取締役会長、取締役頭取各 1 名及び専務取締役 2 名以内、常務取締役若干名を置く。但し、都合により取締役会長は置がないことができる。

取締役頭取、専務取締役は当銀行の代表取締役とする。また、取締役会はその決議を以て、取締役会長も当銀行の代表取締役とすることができます。
(常任監査役)

第 21 条 監査役は互選により常任監査役 1 名を置くことができる。
(取締役、監査役の報酬)

第 22 条 取締役及び監査役の報酬総額は、株主総会で定める。
(相談役、顧問)

第 23 条 当銀行は、取締役会の決議により相談役及び顧問若干名を置くことができる。
(取締役会)

第 24 条 取締役会は、取締役全員を以て組織し、行務の執行を決議する。
(取締役会の招集者)

第 25 条 取締役会は、取締役頭取がこれを招集する。取締役頭取に事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに當る。
(取締役会の招集)

第 26 条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し会日より 5 日前にこれを発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、更にこれを短縮することができる。
(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその過半数を以て行う。

第 5 章 計 算

(営業年度及び決算日)

第 28 条 当銀行の営業年度は、毎年 4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月までとし、各営業年度の末日を決算日とする。
(利益金処分)

第 29 条 当銀行の利益金は、法令に別段の定あるものの外、株主総会の決議を以てこれを処分する。
(配当金の支払)

第 30 条 株主配当金は、毎決算日現在における株主名簿に記載の株主又は登録した質権者に支払うものとする。但し、支払確定の日から 5 年を経過したときは、株主又は登録した質権者は請求権を失うものとする。